

「議事機関」と「議決機関」について

○議事機関

【日本国憲法】

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

[地方議会用語辞典より]

条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関、いわゆる議会のことをいう。

国会の場合は、立法機関と呼ばれるが、これに比し、比較的権能が狭い地方議会について、これと区別する意味で、議事機関と呼称したものと考えられる。

地方公共団体の議事機関は、憲法上、必置の機関とされている。

なお、地方自治法では、町村は、議会を置かず、これに代わって、選挙権を有する者の総会、いわゆる町村総会を条例で置くことができ（自治法94条）、この町村総会も議事機関であることに変わりない。

○議決機関

【大辞林】

国家・公共団体・株式会社などの団体において、意思決定を行う合議制の機関。国会・地方議会・株主総会など。意思機関。 ←→ 執行機関

[HP Wikipediaより]

議決機関（ぎけつきかん）とは法人、団体等の意思決定の機関のこと。

合議制をとることが前提。執行機関に対して使われる。諮問機関、団体に附属する会議は含まない。

以上からわかるように、「議事機関」と「議決機関」は、地方公共団体においては「議会」を指し、同義のものと考えて差し支えない。

ただ、「議事機関」は憲法上に定められ、議会を指すことが明確となっているのに対し、「議決機関」は団体等の意思決定機関全般を指すことから、「議会」のみでなく、執行機関に相対する決定機関という点で広く解される。